



平成 22 年 2 月 12 日

各 位

| | |
|------|---|
| 会社名 | 楽 天 株 式 会 社 |
| 代表者名 | 代表取締役会長兼社長 三 木 谷 浩 史 (JASDAQ: コード 4755) |
| 問合せ先 | 取締役 常務執行役員 高 山 健 電話 03-6387-0555 |

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成21年3月27日開催の当社第12回定時株主総会で承認されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、本日開催の当社取締役会において、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的とし、当社の取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保するため、ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当の対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社取締役、監査役及び従業員 計2,379名に対し新株予約権11,989個

(2) 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という）の種類及び数

当社普通株式 11,989株とする。

ただし、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後発行株式数} = \text{調整前発行株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、株式交換または会社分割を行う場合等、発行株式数の調整を必要と

するやむを得ない事由が生じたときは、合併、株式交換または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

(3) 新株予約権の総数

11,989個とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的たる株式の数は1株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えにする金銭の払い込みの要否

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下、本項中において同じ）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、70,695円とする。

ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権または平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前1株当たり株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併を行う場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年3月28日から平成31年3月26日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④ その他の条件は、当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権引受契約書に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記(7)①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新

株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる1株あたりの再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(6)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記(6)に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

前記(9)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の割当日

平成22年2月12日

(13) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成21年2月20日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成21年3月27日

以 上